

2. 条約締結に向けた課題

- 同条約の締結に向けては、国内法制との整合性について、なお検討すべき点がある。
- 日本国内の法令では、国家公務員による一定の政治的行為、国家公務員及び地方公務員の争議行為の共謀、あおり及びそそのかし、一定の業務に従事する者の労働規律違反等に対する刑罰として懲役刑が設けられている。
- 一方、ILO条約勧告適用専門家委員会報告書（2012年）において、特定の政治的見解を表明したこと、労働規律に違反したこと又は同盟罷業に参加したことによって強制的に刑務所内での労働を行わなくてはならない場合、第105号条約の適用を受ける旨の見解が示されており、条約と国内法制との整合性を検討する必要がある。
- また、主要国における公務員の政治的行為に対する制裁等の有無は、次のとおりである。把握できた範囲において、第105号条約の締結国である主要国のうち、公務員の政治的行為に対する制裁として自由刑を科し、かつ、本人の意思に依らない労務義務を設けている国はなかった。

	①公務員の政治的行為に対する制裁として自由刑が設けられているか	②設けられている場合、本人の意思に依らない労務義務があるか	(参考)自由刑を科された者について本人の意思に依らない労務義務があるか
アメリカ	×	×	○
イギリス	×	×	○
ドイツ	×	×	○
フランス	×	×	×
カナダ	×	×	×
インドネシア	×	×	×
オーストラリア	×	×	×
韓国 (未締結)	○	○	○

- これらのことを踏まえると、公務員を含め一定の業務に従事する者の一定の行為に対して懲役刑を科している我が国の法制は第105号条約と整合的であると解することは困難と考えられる。